

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

令和3年（2021年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の  
ように改正する。

第11条の7中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の7 任命権者は、<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、その子の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。</p>	<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の7 任命権者は、<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、その子の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。</p>

県及び阪神間各市の状況

(令和3年3月9日時点)

	対象となる子の範囲	学校等行事参加での取得※
宝塚市	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当と認められるとき	×
兵庫県	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護(又は予防接種等に付添いするため、入園式等への出席に必要な時間や感染症予防のため学校等が臨時休業となった等)勤務しないことが相当と認められるとき	○
尼崎市	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護(又は予防接種等に付添いするため)に勤務しないことが相当と認められるとき	○
西宮市	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷又は傷病にかかったその子の看護をするため勤務しないことが相当と認められるとき	×
芦屋市	制度なし	—
伊丹市	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当と認められるとき	×
川西市	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をするため、その他入園式等への出席に必要な時間や感染症予防のため学校等が臨時休業となった場合に付与する	○
三田市	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷又は傷病にかかったその子の看護をするため勤務しないことが相当と認められるとき	×

※子の看護休暇については、負傷又は傷病にかかった子の看護をするための取得だけでなく、学校園等の行事への参加についても認めている市がある。なお、どのような行事において取得を認めているかについては、各市によって対応が異なる。